

白山市立東明小学校

いじめ対応マニュアル

いじめ対応マニュアル

白山市立東明小学校

1. いじめの定義（文部科学省）

「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

2. いじめ問題に関する基本的な認識

- (1) 「弱い者をいじめることは、人間として絶対にゆるされない」との強い認識に立つ。
※いじめを見たら見逃さない正義感や思いやりを子どもに行き渡らせる。
- (2) いじめられている子どもの立場に立った親身な指導を行う。
- (3) いじめは家庭の教育の在り方に大きな関わりを有している。
- (4) いじめ問題は、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- (5) 家庭、学校、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組む必要がある。

3. いじめ問題への対応

- (1) 「いじめ」の未然防止 ←今回の法律（いじめ防止対策推進法）で強調されている

(ア) 学校の全教育活動を推進する

- 分かりやすい授業の工夫と教師の指導力の向上を図る。
- 児童理解を充実し、情報交換を活発にする。
- 思いやりの心や生命・人権を大切に育てる態度を育てる道徳教育の充実を図る。
- 教育相談を実施し、信頼関係の醸成に努める。
- 特別活動を通して「生き方」の指導を充実する。

(イ) 心の居場所となる学級づくりに努める

- 毎日一回は一人ひとりに明るい声をかける。
- お互いに個性を認め、係活動に責任がもてるようにする。
- 全員が主役になれるような活動を設定する。
- 明るい雰囲気の学級づくりに努める。
- 話し合い活動を活発にし、他の意見を聞く態度を育てる。

(ウ) より良い人間関係づくりのためのクラスづくり

○明るく元気にあいさつできるクラス
○みんなで仲良く遊べるクラス
○友達の良い所をほめあえるクラス
○困った人を助け合えるクラス
○失敗を認め合えるクラス
○人の立場に立って考えるクラス
○一人ひとりがみんな大切なクラス

(2) 「いじめ」の早期発見・早期対応に努める

①学校で分かるいじめ発見のポイント

【いじめられている子どもの出すサイン】

学校生活の中で、子どもたちは様々な悩みや不安にともなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表しています。教師は、一人ひとりの子どもが救いを求めて発するサインを見逃さず、早期に対応することが大切です。

〈学校での一日〉

発見する機会	視察の視点（特に、変化が見られる点）	
朝の会	○遅刻・欠席が増える ○表情がさえず、うつむきがちになる	○始業時間ぎりぎりの登校が多い ○返事・発言の声が小さい
授業開始時	○忘れ物が多くなる ○用具、机、椅子などが散乱している ○一人だけ遅れて教室に入る	○涙を流した気配が感じられる ○周囲が何となくざわついている
授業中	○正しい答えを冷やかされる ○発言に対し、しらけや嘲笑がみられる ○責任ある係の選出の際、冷やかして名前が挙げられる	○グループ分けで孤立することが多い ○保健室によく行くようになる
休み時間	○一人でいることが多い ○用もないのに職員室に来る ○遊びの中で孤立しがちである	○プロレスごっこでいつもやられ役である ○集中してボールを当てられる ○遊びの中で、いつも同じ役をしている ○わけもなく階段や廊下などを歩いている
給食時間	○食べ物にいたずらをされる ○その子どもが配膳すると嫌がられる	○嫌われるメニューの時に多く盛られる ○会話もなくひとり寂しく食べている
清掃時	○目の前にゴミを捨てられる ○人の嫌がる仕事をさせられる ○その子の机や椅子がぼつんと残る	○最後まで一人でする ○さぼることが多くなる
放課後	○急いで帰宅する ○用事がないのに学校に残る日がある	○衣服が汚れたり髪が乱れたりしている ○他の子の荷物を持って帰る

〈注意しなければならない児童の様子〉

様子等	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
動作や表情	<ul style="list-style-type: none"> ○活気がなく、おどおどしている ○寂しそうな暗い表情をする ○手遊び等が多くなる ○言葉遣いが荒れた感じになる 	<ul style="list-style-type: none"> ○視線を合わさない ○教師と話すとき不安な表情をする ○独り言を言ったり急に大声を出したりする
持ち物や服装	<ul style="list-style-type: none"> ○教科書等にいたずら書きされる ○持ち物、靴、傘等を隠される 	<ul style="list-style-type: none"> ○刃物等、危険な物を所持する
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる ○教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある ○インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる 	<ul style="list-style-type: none"> ○飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする ○下足箱や机の中に嫌がらせの手紙等が入っている ○校則違反、万引き等の問題行動が目立つようになる

②家庭で分かるいじめ発見のポイント

【いじめられている子どもが家庭で出すサイン】

保護者から、子どもの家庭での様子について、以下のような相談があったら、いじめられているのではないかという可能性を受け止め、指導に当たる必要があります。

観 察 の 視 点 （特に、変化が見られる点）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 衣類の汚れや破れが見られたり、よくけがをしたりしている。 ○ 風呂に入りたがらなくなる。（殴られた傷跡等を見られるのを避けるため） ○ 買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。 ○ 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。 ○ 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。 ○ 寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。 ○ 表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。 ○ いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。 ○ 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。 ○ 言葉遣いが荒くなり、親やきょうだいなどに反抗したり、八つ当たりしたりする。 ○ 親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。 ○ ナイフ（刃物）などを隠し持つことがある。 ○ 登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。 ○ 転校を口にしたたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。 ○ 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。 ○ 親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。 ○ 不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。 ○ 「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心を持つ。 ○ 投げやりで、集中力がわかない。ささいなことでも決断できない。 ○ テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。

(3) もし、「いじめ」が起きてしまったら…

①事実を明らかにする（全容をつかむ）

- 関係した児童を把握する。
- 誰がどのように関わったか、明らかにする。
 - ・被害者
 - ・加害者
 - ・傍観者

②どのように対応すればよいのか検討する

- 1人で悩んだり判断したりすることは避け、いじめ問題対策チームで話し合うなど、学校の組織を生かして対応にあたる。
 - ・指導事項や指導方法などの検討
 - ・「心の居場所」としての役割を果たしている養護教諭との連携の確認
 - ・家庭や地域社会、関係諸機関との連携についての検討

③具体的な指導

【学校全体で】

- 「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を一人ひとりの児童に徹底させたり、「いじめられる児童やいじめを知らせた児童を徹底して守り通す」といった毅然とした態度を示す。
 - ・集会の場を利用して
 - ・児童会活動などを利用して

【学級全体で】

- 学習の中で、関係した児童が学習の喜びを味わえるようにしたり、自分の存在感や集団への所属感を味わえるようにしたりする。
- 道徳の時間や学級活動の中で、関係した児童が「いじめは人間として絶対に許されない」ことについて、話し合いなどを通して理解できるようにしたり、いじめ問題について正しい考えをもてるようにしたりする。

【個別指導やグループ別指導の中で】

- 児童の共感的な理解に基づき、一人ひとりが正しい考えをもてるようにする。

〈加害者〉	・ どうしていじめてしまったのか。	・ これからどうすればよいのか。
〈被害者〉	・ どうしていじめが起きてしまったのか。	・ これからどうすればよいのか。
〈傍観者〉	・ 観ていたのにどうして止められなかったのか。	・ これからどうすればよいのか。

④家庭や地域社会、専門機関との連携を図る。

⑤継続観察、継続指導を行う。

(4) 積極的な生徒指導をめざして

①児童に対する「ほっとハートアンケート」や訴え・日記や作文等・教育相談・観察などを通して、実態を明確に把握する。

※毎月「ほっとハートアンケート」調査を実施し、児童一人ひとりの状況把握を行い、早期発見・早期対応に努める。また、毎月アンケート集計表に記録を残し、今後の指導に生かす。

②「いじめ」であると確認された場合、問題を一人で抱えず、早急に管理職、主幹、生徒指導主事、学年主任、教育相談、養護教諭などに報告し、判断を委ねる。（以下の資料）

「いじめ」が発生した時の対応

